

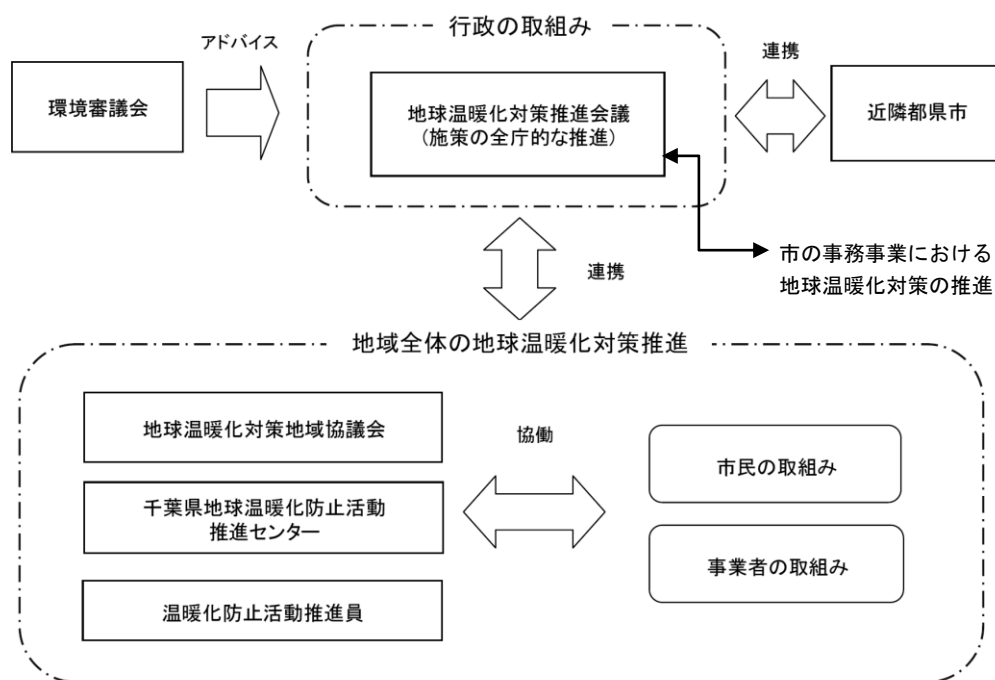
第3編 計画の推進体制及び進行管理

1. 計画の推進体制

市における計画の推進体制は、現行計画と同様、全庁的な推進組織として「地球温暖化対策推進会議」を中心として進めます。

また、計画を推進するに当たり、このたび指標として新たに最終エネルギー消費量を位置付けたことや温暖化とエネルギーは密接な関係があることから、今後、電力自由化などのエネルギー問題に対しても市として積極的に対応ができるよう人材育成に努めます。

市域全体の地球温暖化対策を推進するためには学識経験者等のアドバイスをいただきながら、市民、事業者とともに推進していくことが不可欠であり、環境審議会や、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置された「千葉県地球温暖化対策地域協議会」、「温暖化防止活動推進員」、「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し対策を進めます。



図表 3-1-1 計画の推進体制

①地球温暖化対策推進会議

地球温暖化対策は、省エネルギー対策の普及から建物対策、森林の保全、さらにはコンパクトシティづくりなど、庁内の様々な部局の施策に反映させることが必要であるため、全庁的な連携を目的に関係部局から構成された会議です。

②環境審議会

環境基本計画をはじめ環境の保全、創造に関する基本的事項を調査・審議する機関として、設置しています。

③千葉市地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）による活動の推進

市民・事業者の地球温暖化対策を推進するための組織として、平成 16 年 10 月に設立されました。地域の特性に応じた地球温暖化対策を市民・事業者のみなさんと連携して推進します。

④千葉県地球温暖化防止活動推進センターとの連携

千葉県知事から平成 13 年 2 月 1 日付けで地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律 117 号）による指定を受け、県民及び行政職員等を対象とした研修会の開催、講師の派遣等の地球温暖化の防止に関する活動を実施しており、同センターと連携しながら対策を進めます。

⑤千葉市民活動支援センターを通じた市民活動の支援

本市における市民公益活動団体の支援を目的に、平成 24 年（2012 年）に設置されました。主な活動として、会議室等の施設の提供、市内で行われるイベント等の情報の収集・提供などを行っており、同センターを通じて市民活動の支援を行います。

⑥近隣都県市との連携

地球温暖化問題は、広域的な環境問題であることから、広域的な活動に配慮しながら推進していくことが必要と考えられます。

このため本計画の推進にあたっては、国の地球温暖化対策に即して対策を進めるとともに、近隣都県市の動向にも配慮し連携しながら推進することとします。

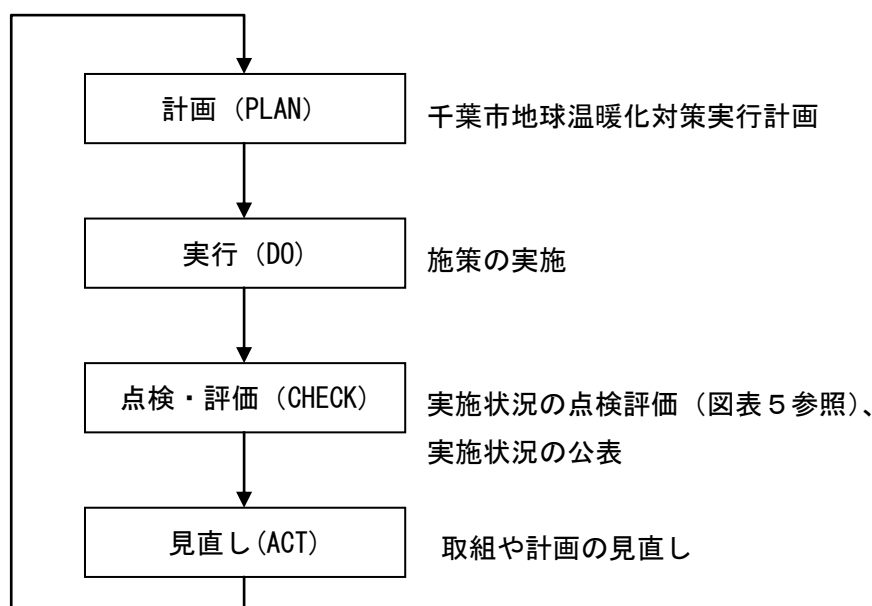
2. 点検評価と進行管理

(1) 点検評価と進行管理の手順

市域の地球温暖化対策を着実に推進するため、定期的に市域の温室効果ガス排出状況等の把握に努め、対策の進捗状況を定期的に点検、評価し、PDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。特に部門別の温室効果ガスや最終エネルギー消費量の値が大きく変動した場合には、その原因分析を行います。

その結果については、環境審議会に報告するとともに、ホームページや環境白書等により公表し、市民や事業者等からの意見を計画の推進に反映させるよう努めます。

なお、本計画については、国や千葉県の実行計画や本計画の上位計画である環境基本計画が策定又は改定された場合は、整合性の確保を図るために、必要に応じて中間見直しを行うものとします。また、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ将来推計（現状すう勢）を含め、中間見直しを行うものとします。



図表 3-2-1 点検評価と進行管理の手順

(2) 点検評価の指標

毎年度の点検評価では、温室効果ガス排出量と、最終エネルギー消費量それぞれについて評価を行います。

温室効果ガス排出量では部門毎に温室効果ガス排出量を算出し、基準年度からの削減量と、目標年度に対する達成率により評価を行います。

ただし、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者の温室効果ガス排出量は、各事業者からの報告によるものとし、その評価は各業界単位での自主評価により行うものとします。

最終エネルギー消費量でも温室効果ガスと同様に部門ごとに産業部門（その他の企業）、業務

部門（その他の企業）、家庭部門、運輸部門については、最終エネルギー消費量による評価も併せて行います。なお、産業部門、業務部門のうち低炭素社会実行計画に参画している特定事業者については、最終エネルギー消費量を評価の対象外とします。

図表 3-2-2 毎年度の点検評価の指標

部 門		点検評価の指標	
		温室効果ガス排出量	最終エネルギー消費量
産業部門 （エネ転含む）	低炭素社会実行計画に加盟し、かつ排出量報告を実施している事業者	各業界の目標達成状況	—
	その他の企業	最終エネルギー消費量から算定	エネルギー消費統計調査から推計
業務部門	低炭素社会実行計画に加盟し、かつ排出量報告を実施している事業者	各業界の目標達成状況	—
	その他の企業	最終エネルギー消費量から算定	都道府県別エネルギー消費統計から推計
家庭部門		最終エネルギー消費量から算定	都道府県別エネルギー消費統計から推計
運輸部門		最終エネルギー消費量から算定	都道府県別エネルギー消費統計から推計
廃棄物		算定	—
工業プロセス		算定	—
その他ガス		算定	—

注：低炭素社会実行計画及び排出量報告の説明は、P. 54 参照。

3. 情報発信

計画の内容や進捗状況を始め、省エネルギーの取組事例や再生可能エネルギー設備などの解説、取組効果、導入支援制度など、市民や事業者が地球温暖化対策を促進させるために有効な情報が得られるよう、千葉市地球温暖化対策地域協議会や地球温暖化防止活動推進員との連携を図るとともに、様々な広報手段を活用し情報発信します。

- ①実行計画の概要版の配布
- ②ホームページを活用した情報発信
- ③市政だより等を活用した情報発信
- ④地球温暖化防止に関する啓発チラシ等の配布、ポスターの掲出
- ⑤区民祭りなどにおけるパネル展示、環境保全セミナー、市政出前講座等の実施
- ⑥マスメディアを活用した情報発信